月夜野訪問看護ステーションさくらんぼ重要事項説明書

令和８年６月１日

当事業所は、利用者に対して(介護予防)訪問看護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1.事業所の概要

事業所名	月夜野訪問看護ステーションさくらんぼ
事業所の所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭 377-5
電話番号	0278-62-2001
代表者名	理事長　櫻井　明　　管理者　大嶋　公葉
法人種類	医療法人

2. 事業の目的と運営方針

利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。また、事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、後期高齢者医療制度、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3.要望及び苦情等の相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

担当窓口

電話番号　0278-62-2001　管理者　大嶋　公葉

対応時間　8 時 30 分から 17 時 30 分

行政期間苦情受付先

「みなかみ町役場」

所在地　群馬県利根郡みなかみ町後閑 318　　電話番号 0278-62-2111

「沼田市役所」

所在地　群馬県沼田市西倉内町 780　　電話番号 0278-23-2111

「片品村役場」

所在地　群馬県片品村大字鎌田 3967-3　　電話番号 0278-58-2111

「川場村役場」

所在地　群馬県川場村大字谷地 2390-2　　電話番号 0278-52-2111

「昭和村役場」
　所在地　群馬県昭和村大字糸井 388　　電話番号 0278-52-2111
「高山村役場」
　所在地　群馬県高山村大字中山 2856-1　　電話番号 0279-63-2111
「群馬県国民健康保険団体連合会」
　所在地　群馬県前橋市元総社町 335-8　　電話番号 027-290-1323

4.事業所の職員体制
管理者　　１名
看護職員　2.5 名以上

5.営業日及び営業時間
営業日　　月曜日から日曜日
営業時間　　午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
ただし、利用申込の相談等の窓口受付日及び窓口受付時間は次のとおりです。
窓口受付日　　月曜日から土曜日
窓口受付時間　午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分まで

6.(介護予防)訪問看護サービス等の内容
(1)病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備)
(2)日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
(3)医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
(4)認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)
(5)精神的支援をはじめ総合的な看護
(6)住まいの療養環境の調整と支援
(7)苦痛の緩和と看護
(8)その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

7.利用料等の額

(1)訪問看護料(医療保険)(1 割負担の場合)

類型			金額
訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ	週 3 日目まで		555 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ	週 4 日目以降		655 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ	週 3 日目まで		505 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ	週 4 日目以降		605 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	週 3 日目まで	同一日に同一建物 2 人まで	555 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	週 4 日目以降	同一日に同一建物 2 人まで	655 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	週 3 日目まで	同一日に同一建物 3 人以上	278 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	週 4 日目以降	同一日に同一建物 3 人以上	328 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	週 3 日目まで	同一日に同一建物 2 人まで	505 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	週 4 日目以降	同一日に同一建物 2 人まで	605 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	週 3 日目まで	同一日に同一建物 3 人以上	253 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	週 4 日目以降	同一日に同一建物 3 人以上	303 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊をしている入院患者		850 円/日

・イは保健師・助産師・看護師が訪問看護サービスを提供した場合

・ロは准看護師が訪問看護サービスを提供した場合

類型		金額
訪問看護管理療養費		771 円/日
訪問看護管理療養費	月 2 日目以降	301 円/日

・訪問看護管理療養費　訪問看護の実施に計画的な管理を行うための料金となります。

基本療養費の加算			金額
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		265 円/日
	月 15 日目以降		200 円/日
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回	同一日に同一建物 2 人まで	450 円/日
		同一日に同一建物 3 人以上	400 円/日
	1 日に 3 回	同一日に同一建物 2 人まで	800 円/日
		同一日に同一建物 3 人以上	月 20 日目まで 720 円/日
			月 21 日目以降 690 円/日
長時間訪問看護加算	90 分を超える場合		520 円/日
複数名訪問看護加算	看護師等と訪問(週 1 回)	同一日に同一建物 2 人まで	450 円/回
		同一日に同一建物 3 人以上	400 円/回
	准看護師と訪問(週 1 回)	同一日に同一建物 2 人まで	380 円/回
		同一日に同一建物 3 人以上	340 円/回
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18 時～22 時) 早朝（6 時～8 時)	同一建物内 1 人又は 2 人	210 円/日
		同一建物内 3 人以上	月 15 日目まで 210 円/日
			月 16 日目以降 190 円/日
深夜訪問看護加算	深夜(22 時～6 時)	同一建物内 1 人又は 2 人	420 円/日

		同一建物内 3 人以上	月 15 日目まで 420 円/日
			月 16 日目以降 400 円/日
管理療養費の加算			金額
24 時間対応体制加算	看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合		680 円/月
	上記以外の場合		652 円/月
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合		500 円/月
	上記以外の場合		250 円/月
退院時共同指導加算			800 円/回
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ、1 回に限り		200 円/回
退院支援指導加算	退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合		600 円/回
	長時間にわたる療養上の指導を行った場合		840 円/回
医療 DX 情報活用加算	電子的診療情報連携体制が整備されている場合		50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	職員の賃金の改善を図る体制にある場合		1050 円/月
訪問看護物価対応料 1	月の初日の訪問		60 円/日
	月の 2 日目以降の訪問		20 円/日

・交通費については 10Km 以下であれば 300 円、10Km 以上は 300 円に加えて 1 km ごとに 50 円いただきます。

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

(2)(介護予防)訪問看護料(介護保険) (1 割負担の場合)

種類	内容	金額等
訪問看護費	20 分未満	314 円/回
	30 分未満	471 円/回
	60 分未満	823 円/回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 円/回
介護予防訪問看護費	20 分未満	303 円/回
	30 分未満	451 円/回
	60 分未満	794 円/回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 円/回

※ただし、訪問看護サービスを准看護師が行った場合は、100 分の 90 に相当する額となります。

加算・減算	内容		金額等
夜間又は早朝	夜間(午後 6 時から午後 10 時)又は早朝(午前 6 時から午前 8 時)、深夜(午後 10 時から午前 6 時)は所定単位数に各割合を乗じた数を加算		25%/回
深夜			50%/回
複数名訪問加算 Ⅰ・Ⅱ	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合Ⅰ、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行った場合Ⅱ	30 分未満	254 円/回
		30 分以上	402 円/回
		30 分未満	201 円/回
		30 分以上	317 円/回
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合		300 円/回

同一建物減算Ⅰ・Ⅱ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合Ⅰ、事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合Ⅱ	Ⅰ −10%/月 Ⅱ −15%/月
緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じ緊急時訪問を行う体制にある場合	Ⅰ 600 円/月 Ⅱ 574 円/月
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合	Ⅰ 500 円/月 Ⅱ 250 円/月
ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合	2500 円/月
初回加算Ⅰ・Ⅱ	新規の利用者へサービス提供した場合	Ⅰ 350 円/月 Ⅱ 300 円/月
退院時共同指導加算	医療機関等と共同指導を行った場合 (特別管理の方は 2 回まで可)	600 円/回
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合	250 円/月
看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合	Ⅰ 600 円/回 Ⅱ 300 円/回
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	基準以上の職員を一定割合以上配置していることや、従業者ごとに研修計画を作成しての研修実施等サービスの質の向上に資するよう事業所の職員体制を強化している場合	Ⅰ 6 円/回 Ⅱ 3 円/回
訪問看護処遇改善加算	他産業と遜色のない介護事業者への処遇改善	1.8%/月

※サービスご利用時は要介護度、負担割合に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

・交通費については通常の事業の実施地域を越えた所から、片道１㎞ ごとに 50 円いただきます。

(3) その他の料金

・エンゼルケア(死後の処置)については （エンゼルケアセット 5,100 円、浴衣代 3,100 円込みにて） 一式 14,300 円いただきます。

・訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。

8. 事故発生時の対応
事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償責任
事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法
サービスの提供に当たり利用者からあらかじめ合鍵を預かる場合には、厳重に管理し、従業者が持ち出す必要が生じた場合は管理者の許可を得て持ち出しを行います。万が一、利用者から預かった合鍵を紛失した場合には、利用者宅の鍵の交換等の措置を速やかに行います。

11. 虐待防止
事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう努めます。

12. サービス利用の中止、終了
(1)利用者のご都合でサービスを中止、終了する場合
・利用者様の都合でサービスを中止、終了する場合には、希望日の７日前までに事業所に申し出てください。
(2)事業所の都合でサービスを中止、終了する場合
・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を中止、終了させていただく場合がございます。
(3)双方の通知等がなくても、自動的にサービスが中止、終了となる場合
・利用者が介護保険施設に入所した場合。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
(4)その他
・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
・利用者がサービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族等がサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

13. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っていません。

14. 事業者の解約権

事業者は、利用者又はその家族の言動（事業者又は事業所の職員に対する誹謗中傷・セクシャルハラスメント・暴力・暴言等を含みますが、これらに限られません）に鑑みこの契約の継続が困難であると判断した場合には、書面で通知することにより、何ら催告を要せず、この契約を解除することができます。

上記内容について、説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

説明者　　氏名　　印

上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住所

氏名　　印

代理人　　住所

氏名　　印

（関係：　　）